修立地区 地域づくり懇談会 議事録

- **1 日 時** 平成26年10月8日(金) 19:00~20:40
- 2 会場 修立地区公民館
- **3 出席者** 地元出席者 3 7 名

市側出席者 14名

深澤市長、羽場副市長、河井総務部長、田中企画推進部長、高橋防災調整監、藤井都市整備部長、尾室教育委員会事務局長、秋山総務調整監、中島庁舎整備局次長、高橋秘書課長

<事務局>馬場協働推進課長(司会)、岡本協働推進課課長補佐、酒本協働推進課主任、田中協働推進課主事

4 地域の重要課題について

|1 修立小学校の児童増に伴う、先を見通した対策について

<地域課題>

- (1) 正規の教室の増築について
- (2) 放課後児童クラブ専用施設の新築について

<担当部局の所見等>

【教育委員会】

(1) 正規の教室の増築について

校舎の増築を検討するにあたっては、将来の児童数を推計して計画する必要があります。 現在解体工事中である、修立小学校前の旧鳥取三洋電機工場跡地の利用用途によって児童 数推計が変わってくるため、その動向を見極めてから計画することとしています。

(2) 放課後児童クラブ専用施設の新築について

修立小学校放課後児童クラブ「さくらのみち児童クラブ」は、修立小学校の特別活動室 を児童クラブで利用することを考慮して整備・活用し、保護者会に運営を委託して開設し ています。本年度は1~6年生までの56名が入級しています。

児童クラブの開設場所については、まずは学校施設内を第一とし、利用可能なスペースがある場合には学校内を活用することとしています。学校内に確保できない場合には、近隣の公共施設、民間施設、専用施設の順に検討することとしています。

「さくらのみち児童クラブ」については、近年入級児童数が急激に増加しており、クラブ室のスペースが狭くなっています。

そのため、昨年度、保護者会及び学校と協議し、特別活動室に隣接する会議室を使用させていただくことの了承を得ました。

また、本年度に入りさらに児童数が増加したことから、会議室に加え、特別活動室向かいの多目的ホールの一部についても利用させていただく方向で、学校及び保護者会と話し合いを進めているところです。

本市としましては、今後とも保護者会及び学校と話し合いを続けながら、児童クラブの活動場所を確保していきたいと考えていますので、地域の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

(教育委員会事務局長)

修立小学校の校舎は平成22年に 完成しましたが、それに先立って平 成20年度に将来の児童数の見込み を立てました。その当時は、今後児 童は増えないだろうと見込んでいま したが、平成26年度時点で児童数 が206人と、見込みより約30人 増えています。また現在の見込みで は、平成30年度をピークに238 人程度まで増えるのでないかと考え ています。現在その対応として、4



クラス、トイレ付きのプレハブ校舎を現校舎横に建てるよう準備を進めており、12月中 に完成予定です。

校舎の増築にあたっては、将来の児童数をしっかり推計して計画する必要があります。 修立小学校前の三洋電機跡地周辺の利用用途等によっては、また児童の推計が変わってく る可能性がありますので、動向を見極めてしっかり計画したいと考えています。

放課後児童クラブ専用施設についても同様であり、さくらのみち児童クラブは現在56名の児童が入級しています。この開設にあたっては、学校の施設内ということで「特別活動室」として特別に専用ルームを用意したところです。ここもだんだん児童数が増加しているため、昨年度保護者会及び学校などと協議し、特別活動室に隣接する会議室についても使用させていただくと了承を得たところです。本年度も増えてきましたので、会議室に加えて特別教室向かいの多目的ホールの一部についても利用させていただく方向で、話し合いを進めています。

今後とも保護者会や学校と話し合いを続けながら、児童クラブの活動場所を確保してい きたいと考えています。

(地元意見)

修立小学校は、前の中学校の校舎を使ったということで、子ども達は非常に恵まれない教育環境で教育を受けてきました。また長い間交渉してきた中で、100年耐えられるような校舎を建ててほしい、教室も全ての学年で2学級ずつは確保してほしいとも言い続けてきました。確かに予算の問題や文部科学省の規格もあるため、それができないということは分かります。でも、わずか数年間に教室が足らなくなりました。当初予測できなかったという要因があるのも事実ですが、当時の判断として不十分ではなかったでしょうか。我々も反省しますが、行政にも考えていただきたい面もあります。

また、我々が長い間、昔の中学校の校舎を使用しているから危険だと言ってきたにも関

わらず、行政は大丈夫だと言い続けてきました。一方で、市庁舎が危険だから新しく建てようという話は、市議会でも話がすぐ通っています。日進小学校や城北小学校は修立小学校より後に建ったのに、次の校舎ができてしまったという経過もあります。

また、プレハブ校舎ができると知ったのは5月末です。それも公に学校から聞いたのではなく、噂話によってです。情報が届いていません。こんなことでは、修立地区の将来を背負って立ってくれる子ども達に対して申し訳ないです。プレハブ校舎の建築は大きな費用がかかることですから、正規の教室を考えていただきたいです。

(地元意見)

小学校の竣工式で、前教育長が「修立小学校の児童数は230人を超えていく見込みなので、建て替えを認めた」と発言しました。だから、どのような見通しを何年程度先まで読んだのかというところに問題があるような気がします。結果として行き当たりばったりになってしまうというこの矛盾を、どのようにお考えなのでしょうか。

(教育委員会事務局長)

平成22年7月に完成した修立小学校については、平成20年に、平成25年までの5年間の児童数について将来推計を立てました。その時点では、最高予想が185名、その後は、170名、162名、169名、169名と推移し、21年がピークになるだろうと予想していました。そしてその前提で、国に補助申請をして建設に向かいました。

近年、修立校区の人口と世帯数はともに減っていますが、子どもの数は増加しています。 当時の推計が甘かったと言われればその通りですが、その時点ではとても見込めなかった という事情がありますので、ご理解ください。

(地元意見)

後に出てくる地域課題とも関連するので、ここで触れて良いかどうか分かりませんが、 先ほどの説明だと三洋跡地がどのような用途になるかまだ分からないから、校舎の件はもっと状況を見極めてから判断するということですね。市は、修立小学校の周辺をどのような方向に向けていきたいのですか。なりゆきですか。今の所有者がどこに売却しても良いのですか。市の中心にあるこの有効な土地を、何にしたいのかというプランを考えないのでしょうか。宅地になれば子どもが増えるからその時に考えようというのは、あまりにも投げやりのように感じます。

(深澤市長)

鳥取三洋電機さんの方で、撤退して土地売却なり宅地造成といった可能性も大いにあります。そういった部分を見極めたいということであって、待ちの姿勢で決まってから動こうということではありません。子どもさんの増減や、土地の利活用がどのような形で進められようとしているのかということを見極めながら、適切な判断をさせていただきたいと思います。校舎の増築や学童保育の専用施設が必要になる場合もあろうかと思います。そのあたりを総合的に判断させていただきたいということですので、何卒ご理解ください。

ここは民有地です。例えば仮に、鳥取市が取得予定であるとか公共施設等を建設する計

画があるなどという場合は、市としてどうしたいと言えるかもしれませんが、そういう状況にありませんので、あくまでも現在の所有者がどう活用されるかを見極めるしかないと思います。

(地元意見)

多目的ホールをさくらのみち児童クラブが使用していますが、児童クラブ専用で使うという先ほどのお話はちょっとどうでしょうか。もともと修立地区には、新しい地区公民館を建てて欲しいという意見がありました。でも、とりあえず小学校に多目的ホールを作るからそれを利用してくださいと言われて、今利用しているのです。さくらのみち児童クラブが使用しても良いですが、自治会などにも相談して使用した方が良いと思います。そして、公民館の建て替えについても考えていただきたいです。前市長が、修立小学校を建てる時には公民館を建てる場所を確保しようかと話しておられたと、一部では聞いています。

(教育委員会事務局長)

多目的ホールの使用については、学校及びPTA等に改めて相談させていただきたいと 思いますが、三洋電機の跡地の関係で今後も児童数が増加するようであれば、さらなる場 所の確保が必要となってきますし、校舎自体の増築も必要となってきます。

もうしばらく状況を見極めさせていただきたいと思っています。

(地元意見)

私はさくらのみち児童クラブで働いています。児童数の増加に伴い、学校のご協力のもとに会議室や多目的ホールを使用させていただいていることについては、大変感謝しています。ただ、子ども達を安全にお預かりする為には、やはりいろいろな施設が必要です。今使用させていただいている会議室や多目的ホールは、学校の先生方の会議で使用されたり地域の皆さんが使用されたりしているので、決してさくらのみち児童クラブの専用施設として了解をいただいているわけではありません。あくまでも皆さんに迷惑がかからない範囲で使わせていただいています。

学童保育は、学校の余裕教室等を使用すると市から聞いています。しかし、今の小学校は教室も足らないということで、全く余裕はないと認識しています。その余裕がない中で、何とか学校のご協力をいただいて使わせていただいています。小学校の1年間というのは、大人の1年間と違い、もう二度と返ってこない1年間です。だから、この1年1年を適切な状況でお預かりしたいと考えています。ぜひとも適正な施設の確保をお願いします。

(地元意見)

しばらく状況を見極めるとのことですが、しばらくとは何年ですか。具体的に回答してください。

(教育委員会事務局長)

推計では、今後のピークは平成30年の238名と出していますが、この数字は、三洋 跡地に住宅が建った場合は想定していません。そのため、跡地がどのような形で活用され

ていくかによって、その時点で判断したいと思います。

(地元意見)

修立小学校の校舎を建てる時に、前教育長等が「児童クラブについては、何とか敷地内に専用施設を建てるように努力する」と言われました。だから、まさか特別教室を作ってそこを使うとは予測もしませんでした。特別教室を使えば、他の子どもにしわ寄せがいきます。クラブ外の子どもはこの時間帯は使用できないし、児童クラブの子ども達も大きな声を出してはいけないと言われるでしょう。そのような指導を受ければ、ストレスも溜まると思います。地域の大切な子どもだから、伸び伸びと育ってもらいたいと思います。また、学校の理解があって多目的ホールや隣の会議室を使ってはいても、備品の保管場所もありません。保管場所を作れば、その分他の人が使用する時に支障をきたしてしまいます。

7月31日に都道府県知事、県教育長、指定都市市長、指定都市教育長宛てに出された 「放課後子ども総合プラン」を、教育長や担当者は読みましたか。それを読んだ上で、今 日の回答を書いたのでしょうか。

(教育委員会事務局長)

放課後子ども総合プランは、私は読んでいます。

この特別教室は、修立小学校の建設時に、校舎内に児童クラブを設けたいということで補助金申請の関係で特別教室という名目で整備したものであり、実態は放課後児童クラブ専用ルームになっています。ただ、平成21年当時の在籍児童が21名だったのに対して現在56名と急激に増えているため、学校やPTAとも協議した上で、隣の会議室や多目的スペースの一部を使用させていただいている状況です。

(地元意見)

総合プランには、自治会や社会福祉協議会など地域の人達が関わり、「地域の子ども」として福祉を考えていきなさいと書かれています。しかし今日いただいている市からの回答には、学校と保護者と協議して進めていきたいと書いてあります。地域が抜けているのですよ。だから、自治会に相談した方が良いという意見が出てくるのです。

教室に余裕があるわけではありません。今後も子どもの数が増えれば増えるほど、子ども達自身が窮屈な思いをします。狭い中で譲り合っていく事も大切ですが、それは言葉の上であって教育上は大きな支障をきたすと思います。

(地元意見)

郡部の方では、学校を統廃合してマイクロバスで遠くの学校に子どもを通わせている所もあります。そのような実態から考えて、今の修立小学校の児童数と教室数をここで必死になって論議しても、10年先の事は誰にも分かりません。修立小学校が旧東中学校跡に入る時に、地区は反対運動を起こしました。その時に市は、今後ここは体育館や地区公民館のようなことに使えますと言っていたのに、実際には知らない間に保育園や住宅が建ちました。そういう当時のことを思い出してみると、信用しろと言われても難しいです。だから今の小学校について、10年先の子どもの数に合わせた教室を作って欲しいと我々が

いくら言っても、それは無理な話だと思います。それより、市としてもう少しフレックスな物の考え方をしてはどうでしょうか。例えば田舎に行けば2部学校などもあります。例えば多少余裕を持って大きな教室を作り、地域と一緒に使える部屋を作るなどの展望を持って市長が舵を取るのが良いと思います。少し教室数が足りないとか、2部屋増やすだの減らすだのという、そういう小さいことを論議してもきりがないと思います。

(深澤市長)

将来推計は仮定の条件を設定して行うものなので、5年先や10年先を予想するのは至 難の業だということはご理解いただきたいと思います。それより、変化していった場合に どう対応していくかというのが肝要だと思います。財政状況等も非常に厳しいですが、か けがえのない子ども達、未来の鳥取市を背負っていく子ども達の育成は、学校だけではな かなかできません。家庭だけでもなかなか難しいですから、地域の皆様のご協力をいただ くことも非常に大切だと思っています。

また、学校の校区再編等についてもさまざまな考え方があります。極端に児童数が少なくなれば教育上問題が出てくる場合もありますし、地域としてできる限り従来通りの形で小学校や中学校を置いてほしいというご要望もあるかと思います。子ども達にとってどういう選択が一番良いのか、また小学校をどう配置していくかについては、校区審議会での議論等も踏まえて判断していかなければいけませんし、もちろん地域の皆様のご意見もしっかりお伺いしながら判断することが必要だと考えています。

|2 災害時の避難場所等の対策について|

<地域課題>

- (1) 山の手体育館の避難場所としての完備(建て替え、専用トイレの付設)
- (2) 災害時地区必要品の完全な備蓄と管理について
- (3) 災害時 (緊急時) の修立小学校の開放について (鍵の貸出等)
- (4) 立川町一丁目の山側急斜面の安全性と具体的な対策について
- (5) 地区内の消防車・救急車が入れない狭い道路の改善策について

<担当部局の所見等>

(1) 山の手体育館の避難場所としての完備(建て替え、専用トイレの付設)

【教育委員会】

山の手体育館は、昭和39年に旧修立小学校体育館として建設され、築50年が経過しています。鳥取地域の地区体育館のうち最も古く、施設の老朽化が著しく進んでいることは十分承知しています。

トイレについては、地元関係者と協議した上で隣接する公民館との兼用トイレを本年9月に整備したところですが、建て替えを含む施設整備については、今年度策定予定の「公共施設の経営基本方針」や「鳥取市スポーツ推進計画」などの上位計画を踏まえつつ、現在、鳥取市全体の体育館の再整備計画を策定するための基礎調査を行っているところであり、今後の地区体育館のあり方についても検討していくこととしています。

(教育委員会事務局長)

山の手体育館は築50年が経過しており、鳥取地域の中でもかなり古い建物であることは十分承知しています。トイレについてはこの秋に整備しましたが、建て替えについては今年度策定予定の「公共施設の経営基本方針」などを踏まえた上で、鳥取市全体の体育館の再整備計画を策定しようと考えています。今は基礎調査を行っている段階ですので、地区体育館のあり方についても引き続き検討していきたいと考えています。

(地元意見)

山の手体育館のトイレは、狭くて中に入ると身動きが取れないほどでした。以前の地域づくり懇談会でもトイレを何とかしてほしいと要望し、そのかいあって兼用トイレが完成しました。ありがたいと思っています。ただ、段差が大きいです。また、体育館と兼用トイレとの距離が約30mありその間には屋根もないため、雨や雪の時にはとても利用しにくい状態です。屋根か渡り廊下を設置していただけないでしょうか。災害となれば雨が降ったり雪が降ったりすると思いますが、体育館に避難している避難者がトイレに行くにしても、なかなか大変だと思います。地区住民に限らず地区外の利用者からも強い要望がありますので、設置に向けて検討をお願いしたいです。

(深澤市長)

今、写真を見せていただきましたが、たしかに屋根がなく雨や雪の時に非常に不便です。 実情を確認しましたので、少し検討させていただけないでしょうか。

<担当課補足:体育課>

屋根等の設置には建築確認申請が必要であり、この場合、体育館の耐震補強工事など現在の建築基準法に適していない箇所を適法状態にする措置を併せて行う必要があります。

したがって、現状において屋根、渡り廊下の設置は困難な状況です。

なお、避難所として使用するような場合には、テント等で簡易の屋根を設置することなどで対応したいと考えています。

(2) 災害時地区必要品の完全な備蓄と管理について

【防災調整監】

修立地区においては、避難直後に必要な物資等の応急配布が速やかに行えるよう毛布(200枚)やブルーシート(100枚)、簡易トイレ(2個)などを修立小学校に備蓄しています。

現在、備蓄品は学校と協議してコンテナ2台に入れて体育館の器具庫に保管させていただいておりますが、ご指摘の現状であったことをふまえて適正な保管場所について再度学校と協議を行い、災害発生時には速やかに活用できるよう保管場所の検討を行いたいと思います。なお、収納場所は避難場所となる建物内部としていますので、避難場所の外部の倉庫等での備蓄は考えておりません。

また、備蓄品の管理については危機管理課が行っていますが、地区自治会や自主防災会の皆様にご協力いただきたい時にはご相談させていただきますので、よろしくお願いしま

す。

(防災調整監)

修立地区の備蓄品は、修立小学校の体育館の器具庫に2つのコンテナに分けて置いています。(2)のご要望の詳しい内容について事前にお話をお聞きしましたが、その中でコンテナが奥にあって取り出しにくいとのご指摘をいただきました。現地確認を行ったところ、確かにコンテナのうちの1つが奥の方にあり、その手前に跳び箱などが置いてあるために取り出しにくくなっていました。学校とも協議し、整理整頓を徹底して適切な位置に置くようにさせていただきたいと思います。また、この備蓄品は危機管理課が管理していますが、皆様に管理をご協力いただけるようであれば、相談させていただきたいと思います。

なお、新しい備蓄倉庫をというご要望もお聞きしていますが、備蓄品は避難場所の建物 内に置くようにしていますので、それ以外の場所に備蓄することは現在のところ考えてい ません。

(3) 災害時(緊急時)の修立小学校の開放についてく鍵の貸出等>

【教育委員会】

災害等の緊急時に避難所となる小学校体育館を開錠するために合鍵を地区内に保管する場合は、防災物資の保管場所を含め、必要な合鍵を貸与することとしています。 合鍵を貸与する場合の保管場所や開錠のルールは、地区内でご協議ください。

【防災調整監】

鍵の貸し出しについては、平成24年度に教育委員会が自治連地区会長会でご説明して おり、必要な場合には申請をいただいて合鍵を貸し出しています。

自主防災会には正式に合鍵の貸し出しについてはご説明しておりませんが、今年度の鳥取市自主防災会連合会総会において学校体育館の合鍵の保管についてのご質問があり、この合鍵の貸し出しについての説明を行ったところです。

(教育委員会事務局長)

申請の用紙も今日持ってきています。申請をご提出いただければ、鍵はいつでもお貸し できる状況です。

(防災調整監)

地区会長さんに対しては、平成24年度に地区会長会において説明していますが、確かに自主防災会に対しては説明していませんでした。今年度の防災会連合会の総会で同様のご質問があり、その会でご説明させていただきました。要である自主防災会に対してご説明していなかったことについては、大変申し訳なかったと思っています。今日、申請書をお持ちしていますので、ぜひ申請していただいて鍵をお持ちいただければと思います。

(4) 立川町一丁目の山側急斜面の安全性と具体的な対策について

【都市整備部】

本市には、立川町一丁目の山側急斜面を含め、土砂災害危険箇所が約 1, 6 O O か所あります。

これら土砂災害危険箇所の対策工事は、鳥取県において緊急度等の高いものから実施されていますが、莫大な時間と事業費を要すため、現在の鳥取市の整備状況は約24%程度となっています。

このような状況の中、土砂災害から国民の生命を守るため、危険の周知や警戒避難態勢の整備等を推進する目的で平成13年に土砂災害防止法が施行され、本市においては平成16年度から順次、土砂災害警戒区域の指定が行われています。

修立地区におきましては、平成20年3月にイエロー区域5か所が指定され、このうち1か所が平成25年4月にレッド区域に指定されていますので、日頃から大雨時には気象情報等に注意していただき、早めの避難を心掛けていただきたいと思います。また、平常時でも指定区域内の変化等にお気づきの場合は、速やかにご連絡いただきますようお願いします。県、市で現地確認を行います。

なお、鳥取県では、有識者(地盤の専門家、土木・砂防の見識者)を現地に派遣し、地元のみなさんと裏山などの危険箇所を踏査・点検し、防災についてアドバイスを行う「出前裏山診断」を実施されていますのでご活用ください。

(地元意見)

山の整備についてですが、そこは土地所有者組合のような団体が所有していますが、整備はしておられません。伸び放題の木が町内の宅地まで入って、そのまま残っている状況です。何年かに1度は県が伐採してくれますが、それもほんの一部です。山からの落石もあるので土木の方に現場を見ていただいた事もありましたが、見て終わりで後が続かず、成果が上がっていません。県と市との立場はあると思いますが、連携して何とかしていただきたいです。

(都市整備部長)

本市には、立川一丁目の山側急斜面を含めて土砂災害危険箇所が約1,600か所あります。これら土砂災害危険箇所の対策工事は、鳥取県において緊急度等の高いものから実施されていますが、莫大な時間と事業費を要するため、現在の鳥取市の整備率は約24%です。鳥取県全体の整備率も約25%とあまり変わりません。このように鳥取県だけでなく全国的にハード対策が進まない中で、



土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害の恐れのある区域について危険の周知や警戒避難体制の整備等ソフト対策を推進することを目的として、平成13年に土砂災害防止法が施行されました。本市においては、平成16年度から順次、土砂災害警戒区域の指定

が行われています。修立地区においては、平成20年3月に土砂災害警戒区域、いわゆるイエロー区域に5か所が指定され、このうち1か所は平成25年4月に土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッド区域に指定されています。スクリーンに緑色や黄色でお示ししている区域が、イエロー区域5か所です。その区域と重なって赤い線で囲んでいる区域がレッド区域1か所です。

指定区域内にお住まいの皆様は、日頃から大雨などの際には気象情報等に注意していただき、早めの避難を心がけていただきたいと思います。また、平常時でも指定区域内の変化等にお気づきの場合は、鳥取県と鳥取市で現地確認を行いますので、速やかにご連絡いただきますようお願いします。

なお、鳥取県では地盤の専門家や土木・砂防の見識者などの有識者を現地に派遣し、地元の皆様とともに裏山などの危険箇所を踏査・点検して、防災についてのアドバイスを行う「出前裏山診断」を実施されていますのでご活用ください。希望される場合は、鳥取市都市整備部都市環境課までご連絡ください。

【防災調整監】

(避難対策について)

土砂災害時には、危険区域外へ避難することが基本となります。修立地区公民館と山の 手体育館は土砂災害警戒区域(イエロー区域)内にあり、土砂災害等の避難場所とするこ とはできませんので、修立小学校、鳥取東高等学校、教育センター、日進小学校を避難場 所として開放することになります。

本市からも、早めの避難情報を伝達することとしていますが、テレビ・ラジオなどから 様々な情報を入手していただき、早めの避難行動をお願いします。

また、深夜や移動が困難となった状況では、自宅の2階や斜面の反対側の部屋に移動するなど状況に応じた、自らが身を守る行動をお願いします。

(防災調整監)

土砂災害が発生した場合は、とにかく安全な所に避難することが基本です。修立地区公民館と山の手体育館は、あいにく土砂災害警戒区域に一部かかっているため、土砂災害が発生する恐れがある場合に避難場所とすることができません。この場合市としては、修立小学校や県立東高等学校、教育センター、日進小学校などを避難場所として開設することになりますのでご利用ください。また、市役所からも早めの情報をお伝えするようにしますが、皆様もご自分でテレビやラジオなどいろいろな手段で情報を入手し、早めの避難をお願いします。

また、暗くなってからは、かえって避難するという行為が危険な場合もあります。そのような場合は、建物の2階に上がったり斜面の反対側に移動することで助かった例もありますので、早めに身を守る行動を取ってください。

(地元意見)

鳥取市のハザードマップが約3年前に出て、約2年前に再度出ました。私の住んでいる 修立幼稚園の近くは、最初のマップでは浸水区域になっていましたが、再度出たマップで は区域が外れていました。なぜ外れたのでしょうか。雨量や計画年数、あるいは殿ダムが 完成したからなど理由が分からないので、教えてください。

(防災調整監)

マップの作成にあたっては、それぞれの河川管理者が、ここが破堤したらこれだけ浸水 するというシミュレーションをしています。前のマップとどう変わったのかについては確 認して、後日お答えさせていただきたいと思います。

<担当課補足:危機管理課>

国土交通省は、100年に一度の確率で起こるような大雨により千代川の堤防が決壊して浸水する恐れのある範囲や水深を指定、公表しています。

平成24年3月の殿ダムの完成や河川改修により、平成24年6月に浸水想定が見直され、修立地区においては浸水が想定される区域が大幅に減少しました。

平成24年12月に作成した総合防災マップは、平成24年の見直し後の浸水想定区域で作成しております。

(地元意見)

地区公民館も山の手体育館も土砂災害には適応していないということは、今初めて聞きました。地区の防災関係の方もおそらくご存知ないと思います。めぐみ保育園の保護者は、この事を知っておられるのでしょうか。

こういう大事なことは、きちんと公民館に知らせていただく必要があると思います。

(地元意見)

めぐみ保育園の園長です。これまで私は防災マップを見て、保育園のぎりぎりの所までが土砂災害地域で、めぐみ保育園は土砂災害警戒区域だと理解していました。だから、いざという時はまず地区公民館に避難するということで避難訓練もしています。先ほどの説明を聞いてびっくりしています。本当はどうなのでしょうか。

(防災調整監)

土砂災害警戒区域に関してどのように個別に説明を行ったかについては、手元に資料がありません。ただ、イエロー区域やレッド区域に指定する場合は、必ず地元や関係する所に対して県と市で説明をしています。そして、関係する皆様のご理解と同意をいただいた上で区域指定をするという手順をふんでいます。

皆様のご家庭にお配りしている防災マップの「避難所名称」の右側に、「適用性」という項目があります。これは災害の種類ごとに、その避難所が適しているか適していないかを、印で表したものです。これによると、修立地区公民館と山の手体育館は土砂災害に関しては「 \triangle 」になっています。「 \triangle 」は、その施設が土砂災害警戒区域内にあることを意味します。

(地元意見)

防災マップが各家庭に配ってあるとしても、それをきちんと貼って、自分達が行く避難 所はここだと日頃から決めている家庭はほとんどないと思いますよ。災害が起きた時も、 マップを見てから避難するような人はいないと思います。

(防災調整監)

今日を良い機会にして、防災マップを確認していただければと思います。また、自主防 災会の会長さんを中心に日頃から確認をしておいていただくことも、いざという時に非常 に大切になります。

(地元意見)

去年の地区の防災訓練で、避難所まで歩いて避難する訓練をしましたが、災害の内容によってやり方を変えていかなければいけないということですね。それから、数日前に公民館に毛布が20枚届きました。大変ありがたいことだと思いますが、災害が発生した場合に公民館としてどう動けば良いのかを示したような、災害時のマニュアルが欲しいと思います。

(防災調整監)

災害の種類によって避難所が違いますので、日頃から把握をお願いします。

<担当課補足:危機管理課>

土砂災害警戒区域の指定にあたっては、県と市で地区に説明し、理解と同意をいただいた上で県が指定しています。

総合防災マップでは、土砂災害を含めて災害の種類に応じて避難所の適用性について表記しています。例えば、修立地区公民館は洪水では避難所として開設しますが、土砂災害では避難所としては開設できないことになります。

防災対策や避難行動については、自主防災会などの研修会に防災コーディネーターを派遣し、地域の実情に応じた内容で説明をしております。

是非とも地区の自主防災会の活動に積極的に参加いただき、防災に対する正しい知識を 深めていただきたいと思います。

(地元意見)

表示の見直しをする動きがあると聞いた記憶がありますが、どうでしょうか。各地域に、「避難場所」とか「一時避難所」などと書いてある表示板がありますが、災害の種類によってそこに避難しても良いかどうかは、表示板を見るだけでは分かりません。きちんと修正する予定があるのでしょうか。避難場所の見直しもしているということですが、災害はいつ発生するか分かりませんから、緊急を要する話だと思います。

(防災調整監)

現在設定している避難所は、災害の種類によって避難所として不適応な所があります。 そのため法律が改正され、一時的に避難できる場所と、長期的に避難できる指定避難所を 見直すことになりました。指定避難所は、全ての災害に対応し一定の基準を満たさなければ指定してはいけない基準になりましたので、現在見直しを進めているところです。現在、地域防災計画の案ができており、パブリックコメントをかけているところです。

今回の見直しにより、指定から外れる所も出てきます。表示自体が違いますので、看板 も見直しを進めていきます。避難所の指定については、来年3月に防災会議を開催して決 定する予定です。

(5) 地区内の消防車・救急車が入れない狭い道路の改善策について

【都市整備部】

本市では、狭あいな道路を改良する手法の一つとして「狭あい道路拡幅整備事業」を制度化しています。

この事業は、鳥取市独自の協働のまちづくりの取り組みとして都市計画区域内を対象とした事業であり、事業区域の認定にあたっては、

- ① 面積1ha以上で、幅員4m以上の道路に接していない住宅の割合が7割以上
- ② 面積1ha以上で、区域内の幅員6m以上の道路の延長が、総延長の1/4未満のいずれかであることが要件となっています。
- ③ 認定区域内で整備の対象とする路線は、対象路線に接する土地所有者及び建物所有者 の2/3以上の同意が必要となります。

この条件を満たした地域では、用地測量、分筆・所有権移転登記、道路中心線から2mを超える部分の買収、隅切り部の買収などを市が行い事業を進めていきます。

平成22年に事業を開始した行徳地区では、13.98haを認定区域として整備を進めており、平成23年度に延長80m、平成24年度に延長43mの拡幅整備工事を行いました。現在、新たな対象路線の認定に向けて地元と調整を行っているところです。

なお、現時点でモデル的に事業を着手した行徳地区以外に狭あい道路整備を計画されている地区はありませんが、本地区で狭あい道路の整備を希望される場合は、本事業を活用していただきたいと考えているところです。

※ 詳しくは、以下までご相談ください。

担当課 鳥取市都市整備部都市企画課都市計画係

電 話 0857-20-3271

(都市整備部長)

幅員4m未満の狭あいな市道の拡幅整備にあたっては、拡幅に必要な用地を寄付していただくとともに、用地寄付をしていただく方に測量及び分筆登記をお願いし、条件の整ったところから順次実施させていただいています。しかし、測量や分筆登記に費用がかかるなど、条件が整わず拡幅整備が難しい状況です。このような状況を改善するための手法の1つとして、平成22年8月から「狭あい道路拡幅整備事業」を制度化しています。この事業は、鳥取市独自の協働のまちづくりの取り組みとして、都市計画区域を対象とした事業です。

事業区域の認定にあたっては、1つ目として「面積1ha以上で幅員4m以上の道路に

接していない住宅の割合が7割以上であること」、2つ目として「面積1ha以上で区域内の幅員6m以上の道路の延長が、総延長の1/4未満であること」、このいずれかを満たすことが要件となっています。本日、会場に来る前に現地を確認しましたが、1つ目と2つ目のどちらにも該当するようです。また、3つ目の要件として、認定区域内で整備対象とする路線は、対象路線に接する土地所有者及び建物所有者の2/3以上の同意が必要となります。この要件を満たした地域では、用地測量、分筆・所有権移転登記、道路中心線から2mを超える部分の買収、隅切り部分の買収などを市が行い、事業を進めていきます。

参考に、平成22年に狭あい道路拡幅整備事業を開始した行徳地区では、13.98h aを認定区域として整備を進めており、平成23年度に延長80m、平成24年度に延長43mの拡幅整備工事を行いました。現在は新たな対象路線の認定に向けて、地元と調整を行っているところです。

なお、現在のところ、モデル的に事業を着手した行徳地区以外に狭あい道路整備を計画されている地区はありませんが、修立地区でもこの事業の活用をご検討いただければと考えています。狭あい道路拡幅整備事業のパンフレットは、都市整備部都市企画課にご用意しています。パンフレットには先ほどご説明した内容の他にも、支障物件移転等に対する補償内容や事業の流れなどを掲載しています。制度のご活用にあたっては、都市企画課までご相談ください。

(地元意見)

昔のリヤカーや小さな自動車がやっと通るような道ですし、もう誰も住んでいない家もたくさんあります。それらの人を訪ねて土地の提供を求めたりしていますが、皆で名前を連ねて一緒にやりましょうという事がなかなかできません。私達も、必要な事なので該当者には話をしていますが、市役所としても例えば図面を持って説明していただくなどの協力をしてもらえたらありがたいです。

また、古い家もあり、地震がくれば倒れる可能性も無きにしもあらずです。道幅が拡がれば中型のダンプが入ることもでき、古い家を取り壊す場合も新しく建てる場合も、工事費が安くつくと思います。道路の拡張部分の屋敷を提供してもらうこと自体は、ある程度了解してもらっています。

(地元意見)

所有権登記の費用は住民が持つなどの細かい条件があるようですので、また改めて相談に行かせていただきます。ある程度住民は同意していますから、この制度を検討したいと思います。

(深澤市長)

ありがとうございます。いろいろな要件はありますが、市内の他地区でも取り組まれて 効果を上げておられるところもありますので、また具体的なお話を伺いながら一緒に検討 させていただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

(地元意見)

私が住んでいる吉方一丁目は、裏を袋川が通っています。袋川の土手沿いは道が広いですが、表側通路の路地は狭い所があるので、土地の提供を求めて工事がしてもらえるかと市役所に相談した事があります。幅員4mが基準だとの事ですが、路地に4mの道が必要なのか、2m程度あれば足りるのではないかという話をしました。どうしても4mでなければいけないのなら、代わりに1m80cmであっても側溝を作って蓋をすれば、その分は道も広くなると思います。御弓町がそうしています。

(地元意見)

立川一丁目はほとんどの家が区域内に入っています。110世帯ありますが、60%以上は高齢者です。地震や大雨の際にまず心配するのは、高齢者の避難です。そのときに問題になるのが道路の狭さです。普段も救急車が来る回数も多いし、この2、3年の間に火事もありました。特に山側の道路を拡張してほしいと思いますが、土地が狭い事もありなかなかできません。側溝の整備については以前もお願いした事がありますが、予算がないという事で止まっています。側溝が整備できれば、道路拡張はしなくても小型の救急車であれば中に入れるなど、生活道路として良くなると思います。

そういうことも含めて一度現地を見ていただきたいし、立川一丁目だけではなく、立川 二丁目や三丁目を含めてお願いしたいです。電柱の移転をすれば拡幅可能な所もあると思 います。

(都市整備部長)

御弓町は、道路整備ではなく浸水対策として環境下水道部が行った整備であり、道路整備とは少し違うとご理解ください。

側溝整備は全市的に一番多い要望です。毎年、地区要望でもたくさんいただいていますので、一度地区要望として出していただくのも方法かと思います。また、道路課が担当していますので、一度場所を示していただき現地立会をするなどして、お話を聞かせていただければと思います。

3 三洋跡地の効果的な活用について

<地域課題>

立川(修立小学校前)三洋跡地の公共施設としての活用について

【総務調整監】

行財政改革の取り組みの一つとして、国、県と同様に本市においても遊休土地の売却に 努めているところです。

新たな遊休資産とならないように、土地の取得は事業計画と合わせて行うものと考えます。

なお、人口減少や公共施設の老朽化をふまえ、全国の自治体において現状の公共施設総量を将来も維持することは難しくなっています。

本市においても、今後は既存建物の有効活用や施設にかかる経費の圧縮などに努め、公共サービスの向上や健全な財政運営を進めていこうと考えていますので、ご理解ください。

(総務調整監)

現在、行財政改革の取り組みの1つとして、国、県と同様に本市においても遊休土地の 売却に努めています。土地の取得については明確な取得理由が必要ですし、事業計画と併 せて行っていくことが基本だと考えています。明確な利用計画等がないままに取得して、 新たな遊休資産となってしまっては元も子もありません。

なお現在では、人口減少や公共施設の老朽化が進み、全国的に、自治体が現状の公共施設の総量を将来にわたって維持することが大変厳しくなってきています。本市においても、今後は既存建物の有効活用や施設に関する経費の圧縮などに努め、公共サービスの向上や健全な財政運営を進めていこうと考えていますので、ご理解ください。

(地元意見)

三洋跡地に工場が建とうが、宅地になろうが商業地域になろうが、とにかく状況を見るという考え方ですか。パチンコ屋が来ても良いのですか。あそこのように有効な土地はもう二度とないかもしれませんよ。

(深澤市長)

こう使ってほしいという要望はできるかもしれませんが、あくまでも所有者がどう活用されるかということだと思います。都市計画上、いろいろな制約や規制はかけていますが、その範囲内で所有者の意向でされる事に対しては、鳥取市が変更を指示したり、こうしてくださいなどと言うのは難しいと考えます。ただし、何でもかんでもしていただいて良いということではありませんので、そこの区域にふさわしい活用をしていただきたいということを市としてお願いするというのは、将来的にあり得ると思っています。

4 児童・生徒の通学路の整備について

<地域課題>

- (1) 中土手通り(一本橋から立川公園まで)のゾーン30について
- (2)上町から立川町一丁目(立川公園)までのゾーン30について

【企画推進部】

ゾーン30は生活道路における歩行者等の安全な通行の確保を目的として、区域を定め、時速30kmの速度規制の実施やその他の安全対策(路側帯のカラー舗装やイメージハンプ、路側帯の拡幅等)を組み合わせ、速度抑制や抜け道通行の抑制を図ろうとするものです。

区域の選定方法の一つとして、区域内に学校や病院などの施設が存在することが挙げられます。学校や病院などを中心に区域を定め、ゾーンとして指定された区域全域で時速30km制限がなされます。

区域指定は、警察署が地域を選定し、地域と協議・調整して決める場合と、地域の要望から必要性を検討して決める場合があります。ゾーン指定の決定権は警察署にあります。 地域からゾーン30を要望する場合は、区域周辺住民の理解と協力が必要となりますの

で、継続して協議をしてまいります。

(企画推進部長)

ゾーン30は、生活道路において 歩行者の安全な通行を確保すること を目的としています。具体的には、 エリアを定めて時速30kmの速度 規制を実施したり、路側帯のカラー 舗装やイメージハンプという立体的 に浮き出るような画像を道路に描い たり、路側帯の拡幅などを組み合わ せて速度の抑制や抜け道通行の抑制 を図るなどといった安全対策を行う ものです。区域の選定方法について



は、区域内の学校や病院などの施設が存在する所が挙げられます。そこを中心にして区域を定めてゾーンとして指定されれば、区域全体が時速 3.0~k m制限となります。指定については、警察が地域を選定し地域と協議調整をして決める方法と、地域の方から要望をいただき必要性を検討して定めるという方法があります。いずれにしても、指定の決定権は警察にあります。地域からゾーン 3.0 を要望することになれば、その地域周辺の住民の皆様のご理解とご協力が必要となります。協働推進課が担当課ですので、具体的に検討を進めていけば良いと考えています。

また、今年度の通学路の安全点検で、ご要望路線の点検を実施しました。道路の形状を 考慮しながら、路側帯の拡幅等やカラー舗装などにより速度抑制を検討していくことにな るのではないかと考えています。

この近隣では、日進地区において、日進小学校や生協病院を核としたエリアの一部がゾーン30に指定され、9月30日に開設式がありました。近隣にこういった事例もありますので、参考にしながら引き続き進めていければと考えています。

(地元意見)

ゾーン30の指定についてですが、上町の方から修立小学校に向かう道路は、朝は自転車の往来も多いです。子どもの通学路でもあり、事故も起こりがちな場所です。ぜひとも早急に整備していただきたいです。

要望2の路線は、特に東高等学校に通う生徒の送迎の自動車や、県庁、市役所の通勤の 方が多く通られます。表通りは交通量が多いためにこちらを通られるわけです。一方通行 でかなり危険な所ですから、ぜひとも検討をお願いします。

(地元意見)

地域の協力や理解が必要とのことですが、具体的にはどういうことですか。

(深澤市長)

ゾーン30は区域内全体に規制がかかってしまいますので、スピードが出せなくなります。安全確保という面では良いことですが、そのために不便になると感じられる方もいらっしゃいますので、その地域の皆様の合意が必要だということです。

(地元意見)

交通指導で年に4回、40日程度立っていますが、地域の方はスピードは出しませんよ。 国府町方面から来られた人がこの路線を通るのです。

(企画推進部長)

今言われたように、他の地域の方がスピードを出されるという部分を抑制していくためには、まず地域内の合意が必要ですが、そんなに難しいことではないと感じていますので、 具体的に進めていければと思います。

5 市政の課題等についての意見交換(フリートーク)

(地元意見)

私は修立幼稚園の近くに住んでいます。防災無線のスピーカーは小学校の近くにありますが、風向きや天気によっては窓を開けても何を言っているのか分かりません。災害も多くなりました。先ほども、非常時には適切な情報を流すという説明がありましたが、実に聞きづらいです。私は市外に住んでいたことがありますが、その町では各家庭に無線ラジオのような物がありました。最近言われているメールなども、高齢者は使えないこともあります。経費等の問題もあるとは思いますが、例えば高齢者世帯には装置のような物を配布したりできないものでしょうか。あるいは防災無線のスピーカーの設置個数を増やすなど、聞こえにくい状況を何とかしてもらいたいです。

また、今は熱中症の放送をしていますが、私はPM2.5についても放送してほしいと思っています。情報を知らずに子ども達が口を開けて遊んでいるようでは、健康のためにもおかしいのではないかと思います。

(防災調整監)

おっしゃる通り、風向きや窓を閉めている場合や雨が降っている場合など、聞こえづらい事はあると思います。何か放送しているようだが聞こえづらい、あるいは聞こえなかったという場合は、電話番号21-6100番に電話していただけば放送内容が聞けるようになっていますので、ご活用ください。また、防災行政無線だけではなく、メールやテレビ、ラジオなど、いろいろな手段で同じ情報を流すようにしています。今年度からは、自主防災会会長さんや消防団関係者に対して「とっとり防災メール」というメール配信も始めましたので、他の手段と組み合わせていただきたいと思います。防災行政無線は、情報伝達の1つの手段だとご理解ください。

また、ご相談をいただき対応が可能な場合は、スピーカーの音量を調整することも検討しますのでご相談ください。

なお、防災行政無線は防災情報や熱中症に関する注意喚起など、いざという時に放送しています。PM2.5に関する情報については、「あんしんトリピーメール」などの別の手

段で情報提供をしていますので、防災行政無線による情報提供は必要ないという判断をしています。

(地元意見)

中町は、町内の2割が空き家です。他の町内も多いと思います。これは、建物が建っていると土地の固定資産税が1/6になるが、建物を壊すと実質4倍ほど税額が高くなるために、壊さないで残す方が非常に多いためです。空き家対策に対してどうお考えでしょうか。ハクビシンなどの鳥獣の住家にもなっています。台風が来たら倒壊するのではないかというような家屋も見受けられます。今回答をいただかなくても良いですので、文章で回答をください。

<担当課補足:固定資産税課>

空き家を解体した後も特例を継続するとした場合、通常の取り壊しを行った納税者との公平性において問題があり、鳥取市として空き家に対して税制上減免等の措置を講ずることは、難しい状況にあると考えます。

総務省は、市町村による空き家対策を促進する観点から、2015年度税制改革に向けて、『対象土地に係る固定資産税について必要な措置を講ずる』よう税制改正要望に盛り込みました。

今後は、国の動きをみながら対応していくこととします。

6 市長あいさつ

閉会にあたり一言お礼のご挨拶を申し上げます。予定していた時間を大幅に上回るほど、大変多くの皆様に熱心にご議論いただきましたことに対し、心より感謝申し上げます。最後に空き家の関係でお話しいただきましたが、鳥取市では空き家条例を制定しており、その中で、老朽化した危険家屋等に関してどう対応していくのかといったことも定めています。

今日は大きく4点について事前に課題をいただきました。十分な回答がさせていただけない部分も多々あったかとは思いますが、皆様のご意見やご提言は、今日しっかりと受け止めましたので、出来る所からしっかり対応させていただきたいと思っています。

長時間にわたり熱心にご議論いただきましたことに重ねて感謝申し上げ、終わりのご挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。